

## ソフトウェア追加利用条件

2020年7月24日最終更新。以前のすべてのバージョンを置き換えます。

本追加条件は、お客様による本ソフトウェアの使用に適用され、[www.adobe.com/go/terms\\_jp](http://www.adobe.com/go/terms_jp)に掲載されているアドビ基本利用条件（以下「**アドビ基本利用条件**」という）に、参照により組み込まれます（以下、本追加条件とアドビ基本利用条件を総称して「**本条件**」という）。本追加条件で定義されていない用語は、アドビ基本利用条件に定義されるものと同じ意味を有します。

### 1. ソフトウェアの使用

**1.1 サブスクリプションベースのソフトウェアライセンス** 当社が、本ソフトウェアを使用するサブスクリプションの一部としてお客様に提供する場合、本条件を遵守している限り、アドビはお客様に、本ソフトウェアをインストールして使用する非独占的ライセンスを、(A) お客様のサブスクリプションが有効な限り、(B) 購入ライセンス数と一致する数だけ、(C) 本条件および本ソフトウェアに付属のドキュメンテーションに従って付与します。お客様は本ソフトウェアを同時に最大2台のデバイス（または仮想マシン）でアクティベートできます。ただし、本ソフトウェアをこれらの2台のデバイスで同時に使用することはできません。上記にかかわらず、機能制限ライセンス（FRL）をアクティベートできるのは、1つのデバイス上のみです。

**1.2 デバイスペースのソフトウェアライセンス** 本ソフトウェアライセンスをデバイスまたは仮想デバイスの台数に基づいて購入した場合、

(A) **ライセンス** お客様が本条件を遵守する限りにおいて、アドビはお客様に対し、(1) ライセンス期間に限り、(2) ライセンスの範囲内で、(3) 本条件および本ソフトウェア付属のドキュメンテーションに従って本ソフトウェアをインストールおよび使用できる、非独占的ライセンスを付与します。ライセンスのインストール数は、本ソフトウェアで購入したライセンスの総数を超えることはできません。

(B) **サーバーからの配布** アドビにより明示的に許可される場合、お客様は、お客様の有益な事業目的を直接サポートするために、同じイントラネット内で接続されたコンピューターからコマンド、データまたは命令を使って、同じイントラネット内のコンピューターへの本ソフトウェアのダウンロードおよびインストールを容易にする目的のみにおいて、本ソフトウェアの画像をお客様のイントラネット内のコンピューターファイルサーバーにコピーできます。ただし、ライセンスのインストール数は、本ソフトウェアで購入したライセンスの総数を超えることはできません。「**イントラネット**」とは、お客様ならびに権限を与えられた従業員および契約業者がアクセスできる非公開の専有コンピューターネットワークを意味します。イントラネットには、インターネットの一部、サプライヤー、ベンダーもしくはサービスプロバイダーに公開されているネットワークコミュニティ、または一般に公開されているネットワークコミュニティ（例えば、メンバーシップやサブスクリプションに基づく団体、協会などの組織）は含まれません。

### 1.3. 制約および義務

(A) **所有権表示** お客様が許可を得て作成する本ソフトウェアのすべてのコピーには、本ソフトウェア上または本ソフトウェア内に付された著作権表示およびその他の所有権表示と同一の表示を付す必要があります。

(B) **制約事項** 本条件で認められる場合を除き、お客様は以下の行為をおこなってはなりません。

- (1) 本ソフトウェアのホストまたはストリーミング。
- (2) 第三者のリモートによる本ソフトウェアへのアクセスを許可すること。
- (3) 本ソフトウェアへのアクセスを制御するための技術的手段を回避すること。
- (4) 技術的対策を迂回するための製品を、開発、配布もしくは本ソフトウェアで使用する。または
- (5) 本ソフトウェアの一部または本ソフトウェアに関するお客様の権利を貸与、リース、販売、サブライセンス、譲渡または移転すること。ただしお客様が Creative Cloud 教育機関向け（ユーザー指定ライセンスによりデブ

ロイ) または Creative Cloud グループ版をご購入の上、該当するドキュメンテーションに従って、シートを指定できる場合を除きます。

**1.4. 地域に関するライセンス要件** 本ソフトウェアライセンスを1個のご購入の場合、アドビとの間のボリュームライセンスプログラムに基づいて許可される場合を除き、ライセンスを購入した国以外でインストールまたはデプロイすることはできません。お客様が欧州経済地域にお住まいの場合、「国」という用語は、欧州経済地域を意味します。アドビは、お客様が本ソフトウェアまたは本サービスを本条に違反して使用していると判断した場合、本条件に基づいて付与された本ライセンスを終了し、またはお客様のサブスクリプションもしくは本サービスへのアクセス権を制限することができます。

**1.5. アクティベーションと検証** 本ソフトウェアのアクティベーションまたはサブスクリプションの認証のために、操作が必要な場合があります。本ソフトウェアのアクティベーションまたは登録をおこなわない場合、サブスクリプションの認証を行わない場合、または本ソフトウェアが不正にもしくは許可を得ないで使用されたとアドビが判断する場合、本ソフトウェアの機能低下、操作不能、またはサブスクリプションの終了もしくは停止が生じる場合があります。アクティベーションの詳細については、[http://www.adobe.com/go/activation\\_jp](http://www.adobe.com/go/activation_jp) を参照してください。

**1.6. アップデート** 本ソフトウェアのアップデートは、アドビから適宜自動的にダウンロードされてインストールされる場合があります。これらのアップデートは、バグ修正、新機能、または新バージョンなどの形で提供されます。お客様は、本ソフトウェアの使用の一環としてアドビからかかるアップデートを受け取ることに同意するものとします。

**2. ソフトウェア固有の条件** 本条は、特定の本ソフトウェアおよびコンポーネントに適用されます。本条の規定と他の条項の規定の間に矛盾がある場合、関連する本ソフトウェアまたはコンポーネントについては本条が適用されます。

**2.1. フォントソフトウェア** 本第2.1条(フォントソフトウェア)は、本ソフトウェアにフォントソフトウェアが含まれている場合に適用されます。ただし、Adobe Fonts サービスを介して提供されるフォントは本条の対象ではなく、Adobe Fonts サービス追加条件 ([http://www.adobe.com/go/adobe-fonts-terms\\_jp](http://www.adobe.com/go/adobe-fonts-terms_jp)) が適用されます。

(A) お客様は、特定のファイルに使用したフォントを印刷業者等のサービスビューローに提供することができ、サービスビューローは、その特定のフォントソフトウェアを使用するための有効なライセンスを有している場合、当該ファイルの処理にそのフォントを使用することができます。

(B) お客様は、お客様の電子文書を印刷および閲覧できるように、フォントソフトウェアのコピーをその文書に埋め込むことができます。本ライセンスは、上記以外の埋め込みに関する権利を黙示または許可しません。

(C) 上記の例外として、[http://www.adobe.com/go/restricted\\_fonts\\_jp](http://www.adobe.com/go/restricted_fonts_jp) に記載されているフォントは、本ソフトウェアの操作目的でのみ本ソフトウェアに含まれています。本追加条件は、記載されているフォントを使用許諾するものではありません。お客様は、本ソフトウェア以外のソフトウェアアプリケーション、プログラム、またはファイル内で、またはそのいずれかを使って、上記リンクに記載されたフォントをコピー、移動、アクティベート、使用してはならず、また、フォント管理ツールによってこれらのフォントをコピー、移動、アクティベート、または使用してはなりません。

(D) アドビによって本ソフトウェアと共に配布される一部のフォントは、オープンソースフォントである可能性があります。お客様によるこれらオープンソースフォントの使用には、[http://www.adobe.com/go/font\\_licensing\\_jp](http://www.adobe.com/go/font_licensing_jp) に掲載されている、該当するライセンス条件が適用されます。

**2.2. After Effects のレンダリングエンジン** 本ソフトウェアに Adobe After Effects の完全版が含まれていて、お客様のイントラネット内にある1台以上のコンピューターに、Adobe After Effects の完全版がインストールされている場合、同じイントラネット内にあるコンピューターに、無制限の数のレンダリングエンジンをインストールすることができます。「レンダリングエンジン」という用語は、After Effects プロジェクトのレンダリングを可能にするが、After Effects の完全なユーザーインターフェイスを含まない本ソフトウェアのインストール可能な部分を意味します。

2.3. Acrobat 本第 2.3 条 (Acrobat) は、お客様が、Acrobat、Document Cloud、またはそれらの製品の特定の機能またはサービスの購入に関連して本ソフトウェアをインストールする場合に適用されます。

(A) キー 本ソフトウェアには、お客様が本ソフトウェアに内蔵されるデジタル認証情報（以下「キー」という）を使用して、特定の機能を持つ PDF ドキュメントを作成できる技術が含まれている場合があります。お客様は、いかなる目的のためにもキーにアクセスせず、アクセスを試みず、またキーを回避、コントロール、無効化、削除、使用または配布しないものとします。

(B) 電子証明書 電子証明書は、Adobe Certified Document Services のベンダーや Adobe Approved Trust List のベンダー等の第三者認証機関（総称して「**認証機関**」といいます）が発行できるほか、自己署名も可能です。電子署名の購入、使用、および依拠については、お客様と認証機関が責任を負います。**証明書に依拠するか否かの判断は、すべてお客様の責任でおこなうものとします。別途、書面による保証が認証機関によってお客様に提供される場合を除き、電子署名の使用は、すべてお客様の責任でおこなうものとします。**お客様は、電子証明書または認証機関の使用またはそれらに依存することに関連する、すべての責任、損失、訴訟、損害、請求（すべての合理的な額の費用、支出、弁護士費用を含む）からアドビを免責します。

2.4. Adobe Runtime 「Adobe Runtime」は、Adobe AIR、Adobe Flash Player、または Shockwave Player を含む本ソフトウェアであり、デベロッパーアプリケーションにランタイムファイルを含みます。

(A) Adobe Runtime の制約事項 Adobe Runtime を PC 以外のデバイス上で、または組み込み式もしくはデバイス用のオペレーティングシステムで使用してはなりません。疑義を避けるため、例えば、お客様は (1) モバイル製品、セットトップボックス、携帯端末、電話、ゲームコンソール、テレビ、DVD プレイヤー、メディアセンター、電子掲示板またはその他電子看板、インターネットデバイスまたはその他インターネット周辺デバイス、PDA、医療機器、ATM、通信デバイス、ゲーム機、家庭用自動制御システム、キオスク、遠隔操作デバイスまたはその他消費者用技術機器、(2) オペレーター携帯、ケーブル、衛星、またはテレビシステム、または (3) その他クロードデバイス上において、Adobe Runtime を使用することはできません。Adobe Runtime のライセンスについて詳しくは、<https://www.adobe.com/jp/products/flashplayer/distribution.html> (Adobe Flash Player)、<https://www.adobe.com/jp/products/air/faq.html> (Adobe AIR) <https://helpx.adobe.com/jp/shockwave/shockwave-end-of-life-faq.html> (Adobe Shockwave) を参照してください。

(B) Adobe Runtime の配布 お客様は、Adobe Runtime を配布する場合、本ソフトウェアに付属のユーティリティを含め、本ソフトウェアを使用して作成されたデベロッパーアプリケーションの完全な統合部分として配布する必要があります。例えば、iOS または Android オペレーティングシステムで動作するようにパッケージされたアプリケーションの一部として、Adobe Runtime を配布することはできません。生成された出力ファイルまたはデベロッパーアプリケーションを PC 以外のデバイスへ配布するには、お客様は、追加のロイヤリティの対象となる特定のライセンスの購入が必要になる場合があります。PC 以外のデバイスのライセンスを取得すること、および適用可能なロイヤリティを支払うことはお客様のみの責任です。アドビは本条件下で、デベロッパーアプリケーションを実行する、または PC 以外のデバイスでファイルを出力するための第三者のテクノロジーに対するライセンスを付与しません。本条に明示的に記載されている場合を除き、お客様は Adobe Runtime を配布できません。

2.5. Adobe Presenter 本ソフトウェアに Adobe Presenter が含まれ、Adobe Connect Add-in を本ソフトウェアのインストールまたは使用する場合、お客様は Adobe Connect Add-in を 1 台のコンピューター上でのみインストールまたは使用することができます。Adobe Connect Add-In を PC 以外の製品（Web に接続可能なデバイス、セットトップボックス、携帯端末、電話、Web パッドデバイスなどが含まれるが、それらに限定されない）でインストールまたは使用してはなりません。さらにお客様は、本ソフトウェア（Adobe Presenter Run-Time）を使用して作成および生成されたプレゼンテーション、情報、またはコンテンツに埋め込まれている本ソフトウェアの部分は、それが埋め込まれているプレゼンテーション、情報、またはコンテンツの一部としてのみ使用できます。お客様および Adobe Presenter Run-Time を埋め込んだプレゼンテーション、情報およびコンテンツのすべてのライセンスは、プレゼンテーション、情報、コンテンツから Adobe Presenter Run-Time を分離して使用することを禁じられます。さらに、お客様は、Adobe Presenter Run-time を埋め込んだプレゼンテーション、情報またはコンテンツのすべてのライセンスが、Adobe Presenter Run-Time を変更、リバースエンジニア、逆アSEMBルしないことを確保する必要があります。

2.6. Adobe Media Encoder お客様は、Adobe Media Encoder（以下「AME」という）をお客様のイントラネット内のコンピューター上に、お客様のイントラネット上で稼働するライセンスを受けた本ソフトウェアのインスタンスで作成したプロジェクトをエンコード、デコード、トランスコードする目的でのみインストールすることができます。ただし、AMEのインストール数は、本ソフトウェアで購入した総ライセンス数を超えないものとします。お客様はAMEをイントラネットにインストールして、（A）本ソフトウェア以外のソフトウェアで、または（B）個人ユーザー以外が開始する操作を目的として、AMEを提供、使用、または使用を許可することはできません。ただしイントラネット内でAMEを使用することで、プロジェクトのエンコード、デコード、トランスコード処理の開始操作を自動化する場合は除きます。

2.7. Illustrator お客様は、Webホスティングやストリーミング等のサービス、またはその他のいかなる方法によっても、インターネット経由でIllustratorへのアクセスを提供することはできません。お客様がIllustratorの使用に起因してこうむった間接損害、特別損害、または結果的損害について、当社のサプライヤーおよびライセンサーは一切責任を負いません。アドビ、アドビのサプライヤー、またはアドビのライセンサーがかかる損害の可能性について通知されていた場合も同様です。

(A) Autodesk Autodesk, Inc., 111 McInnis Parkway, San Rafael, California 94903（以下「Autodesk」という）は、本条件の第三受益者です。本条件の特定の規定はAutodeskの利益のために明示的に規定されており、アドビに加えてAutodeskが行使用する権利を有します。

3. **法域固有の条件** 本条は特定の法域に適用されます。本条の規定と他の条項の規定の間に矛盾がある場合、当該法域については本条の規定が適用されます。

3.1. **ニュージーランド** ニュージーランドで本ソフトウェアを（事業目的ではなく）個人または家庭で使用するために取得する消費者について、本条件は消費者保証法の対象となります。

### 3.2. **欧州経済地域**

(A) **保証** お客様が欧州経済地域（以下「EEA」という）で本ソフトウェアを取得し、通常はEEAに居住する消費者（ソフトウェアを業務ではなく個人の目的に使用する個人）である場合、本ソフトウェアに関する保証期間は、お客様のサブスクリプションの期間となります。保証申立てに関するアドビの全責任、および保証に基づくお客様の唯一の救済策は、保証申立てに基づく本ソフトウェアへのサポートもしくは本ソフトウェアの交換、または本ソフトウェアのサポートもしくは交換が不可能な場合の、当該本ソフトウェアに関する支払い済みサブスクリプション料金のうち、未経過部分の払い戻しのいずれかに限定され、そのいずれを選択するかはアドビが決定します。さらに、本ソフトウェアの使用に関するお客様の損害には、本条件が適用されますが、アドビは、アドビが本条件に違反した場合について、相応に予測可能な直接的損害に対して責任を負います。お客様には、損害を回避し軽減するためにあらゆる合理的な手段を講じること、特に本ソフトウェアおよびお客様のコンピューターデータのバックアップコピーを作成することを推奨します。

## 4. **第三者に関する通知**

4.1. **サードパーティ製ソフトウェア** 本ソフトウェアにサードパーティ製ソフトウェアが含まれ、かかるサードパーティの利用条件（[http://www.adobe.com/go/thirdparty\\_jp](http://www.adobe.com/go/thirdparty_jp)に掲載）が適用される場合があります。

4.2. **AVCの配布** AVCの読み込みおよび書き出しの機能を備えた本ソフトウェアには、以下の通知が適用されます。「本製品は、AVC特許ポートフォリオに基づいて使用許諾されるものであり、お客様が個人的かつ非商業目的で（a）AVC標準に準拠したビデオ（以下「AVCビデオ」という）をエンコードしたり、（b）個人が個人的かつ非商業目的でエンコードしたAVCビデオや、AVCビデオの提供ライセンスを有するビデオプロバイダーから入手したAVCビデオをデコードしたりする場合にのみ使用することができます。」他のいかなる使用についても、ライセンスは許諾または黙示されていません。詳細情報は、MPEG LA, L.L.C.から入手できます。[http://www.adobe.com/go/mpegla\\_jp](http://www.adobe.com/go/mpegla_jp)を参照してください。

## 5. アプリケーションプラットフォームに関する条件

5.1. Apple 本ソフトウェアが Apple iTunes Store からダウンロードされる場合、お客様は、Apple には本ソフトウェアに対する保守およびサポートサービスの義務が一切ないことを了承するものとします。本ソフトウェアが適用される保証内容を満たさない場合、お客様は Apple に通知することができ、Apple はその本ソフトウェアの購入価格をお客様に返金します。法律が許す最大の範囲で、Apple には本ソフトウェアに関連するその他の保証義務はありません。

5.2. Microsoft 本ソフトウェアが Microsoft Store からダウンロードされた場合、お客様は、Microsoft、デバイスメーカー、およびネットワーク事業者が、本ソフトウェアに対する保守およびサポートサービスについて一切の義務がないことを了承し、これに同意するものとします。